資料2-3
令和3年7月30日
第2回男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会

第5次としま男女共同参画推進プランの施策に係る事業案について

目標1　すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

1. 施策の方向　DVの根絶と支援体制の充実

施策①　区民及び職務関係者に対する啓発の促進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
1	DV・ストーカー行為等暴力の防止に向けての普及・啓発の推進	DV、ストーカー行為等の人権を侵害する行為の発生防止に向け、普及啓発を進めます。	男女平等推進センター
2	若年層に対する暴力予防教育の強化	近年顕在化しているデートDVについて、若年層に向けた啓発を重点的に行います。また学校における人権教育の中でもデートDVについての啓発を行います。	健康推進課・長崎健康相談所・子育て支援課・指導課・男女平等推進センター・子ども若者課
3	職務関係者の資質向上	区職員など職務関係者に対し、配偶者等の暴力に対する理解を深め適切に対応できるよう研修を行います。このことにより職務関係者の質的向上及び二次被害防止を図るとともに、区職員のメンタルヘルスにも配慮していきます。 また、相談員等の関係職員がDV被害者への対応について専門家等の助言を受ける機会をつくることにより、被害者への支援に第三者の意見を取り入れていきます。	人材育成担当課長・男女平等推進センター・子育て支援課

施策②　早期相談・早期発見体制の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
4	DV専門相談の充実	被害が潜在化したり、重度化する前に相談ができるよう、また被害者のこころのケアや適切な支援に結びつけていくために、女性に対する暴力に関する専門相談を充実させます。	男女平等推進センター
5	相談窓口の充実	日常生活で直面する様々な問題解決のための相談に対応します。また、外国人被害者や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	子育て支援課・男女平等推進センター・区民相談課・健康推進課・長崎健康相談所・
6	関係機関相互の情報共有	区や関係機関が実施するそれぞれの相談窓口等でDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、本人の意思や個人情報に留意しつつ連携します。	子育て支援課・男女平等推進センター
7	子どもの虐待防止のための取り組みの推進	「要保護児童等対策協議会」を設置し、子どもの虐待防止に関する関係機関相互の連携の強化を図ります。また、子どもの虐待の相談・通告を受け、虐待の未然防止・早期発見及び被虐待児童の救済を行います。	子育て支援課

施策③　被害者保護体制の充実・整備

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
8	DV緊急一時保護機能の充実	DV被害者の身の安全の確保や、問題の解決に向けた支援を充実します。夜間、休日等の安全確保については、警察と協力関係を強化し連携します。	子育て支援課・生活福祉課・西部生活福祉課
9	被害者の安全確保のための庁内連携	庁内窓口における個人情報の適正管理等、DV被害者の安全に十分配慮し、手続きを円滑に行うため関係課の連携を強化します。	国民健康保険課・介護保険課・税務課・子育て支援課・総合窓口課・高齢者医療年金課・生活福祉課・西部生活福祉課

施策④　配偶者暴力防止施策の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
10	苦情処理体制の周知	区が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の救済については、男女平等推進センターの「苦情処理制度」における苦情処理委員が適切かつ迅速に調査検討を行い、結果は申立て人に対し説明します。また、「男女共同参画苦情処理制度」について周知します。	男女平等推進センター
11	配偶者暴力相談支援センターの機能強化	配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援するため、身近な窓口として配偶者暴力相談支援センターの機能を強化します。	子育て支援課・男女平等推進センター
12	配偶者等暴力防止基本計画の推進	計画の実効性を確保するため、計画事業の進捗状況の把握や点検を行い、計画の推進を働きかけるとともに、施策の充実を図るため配偶者等による暴力相談実態調査を実施します。	子育て支援課
4	DV専門相談の充実（再掲）	被害が潜在化したり、重度化する前に相談ができるよう、また被害者のこころのケアや適切な支援に結び付けていくために、女性に対する暴力に関する専門相談を充実させます。	男女平等推進センター
5	相談窓口の充実（再掲）	日常生活で直面する様々な問題解決のための相談に対応します。また、外国人被害者や多様な性自認・性的指向の方々への配慮を進めます。	子育て支援課・男女平等推進センター・区民相談課・健康推進課・長崎健康相談所

施策⑤　被害者の自立支援

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
13	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの設置について都に働きかけるとともに、様々な観点から必要な自立支援を行います。また、多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	子育て支援課・生活福祉課・福祉総務課・西部生活福祉課
14	被害者の子どもへの支援	被害者の子どもの保育・教育等に関する支援、情報の適正な管理等を関係機関が連携して行います。	子ども若者課・指導課・子育て支援課
15	関係課の連携による一貫した支援	被害者に必要な支援は、相談対応から保護、自立支援等と広範で多岐に渡るため、被害者への切れ目のない支援が必要になることから、被害者の状況に即して円滑に対応できるよう、関係課が連携し被害者のエンパワーメントにつながるよう一貫して支援します。	子育て支援課

2. 施策の方向　性と生に関する健康支援

施策⑥ リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
16	妊産婦への支援の充実	母体の保護や出産・育児に関する正しい知識を身につけ、出産・育児支援を行うための母親学級を実施します。	健康推進課・長崎健康相談所
17	エイズ・性感染症に関する相談・検査の実施	エイズや性感染症に関する相談・検査を行うとともに、AIDS知ろう館の活用やエイズ予防ネットワークを充実させながら、性に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	健康推進課・長崎健康相談所
18	性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	性 に関する正しい知識を提供し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発に努めるとともに、健康の観点からのライフプラン形成を支援します。	子ども若者課・健康推進課・長崎健康相談所・指導課
19	学校における性教育の充実	学習指導要領に基づき、発達段階に応じた性に関する正しい知識やエイズ等をはじめとする性感染症の問題について理解させると同時に、生命尊重の精神に根ざした行動がとれるよう指導を充実させます。	指導課・健康推進課・長崎健康相談所

施策⑦ 生涯を通じた健康づくりの推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
20	各種健康診査の実施・普及啓発	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、各種の健康診査やがん検診等の実施、健康教室、講習会等を通じた普及啓発を行います。	地域保健課・長崎健康相談所
21	性差を考慮した保健サービスの充実	次世代を担う若い世代から更年期・高齢期まで女性の健康づくりや生活習慣病予防など、ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します。	長崎健康相談所・健康推進課
22	健康情報発信スペースの充実“鬼子母神plus”	生涯を通じた女性の健康、子育て支援に関する情報のほか、若年層のためのこころとからだの健康情報、ワーク・ライフ・バランスや就労（女性の再就職を含む）に関する情報などを発信します。	健康推進課・地域保健課
23	心身の健康の推進	心身の健康の問題への対応や、相談窓口の周知に取り組みます。	区民相談課・高齢者福祉課・健康推進課・長崎健康相談所

3. 施策の方向　多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

施策⑧　メディア・リテラシーの向上

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
24	区の刊行物及び区ホームページへの男女平等の視点の導入	広報等を行う際に男女平等に配慮した内容や表現にするためのガイドラインに基づき広報等が実施されるよう周知を図ります。	広報課・男女平等推進センター
25	人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念の普及と育成	インターネットやスマートフォンの普及による、メディア上の性暴力等の有害情報、犯罪やトラブルなどから子どもを守るために、家庭、地域、学校、市民団体・NPO等と連携した取組を進めていきます。また、子ども自身がメディアを主体的に読み解く能力が身につくようメディア・リテラシーの概念の普及と育成のための啓発を進めます。	指導課

施策⑨　性の商品化・売買春のないまちづくりの推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
26	売買春のない安全・安心なまちづくりの推進	性風俗特殊営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や地域ぐるみの運動等を通じた意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。	防災危機管理課・学務課・男女平等推進センター・都市計画課
27	人身取引の防止に関する普及・啓発	人身取引が、人権を侵害する深刻な犯罪行為である旨の普及・啓発を図ります。特に青少年や外国人女性が、こうした行為にまきこまれることのないよう、関係機関との連携により防止に努めます。	防災危機管理課・子育て支援課・男女平等推進センター

施策⑩　生活上の様々な困難を抱える人々への対応

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
28	高齢者が安心して暮らせる環境整備	高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるよう、高齢者虐待や消費者被害への対応を進めます。	防災危機管理課・生活産業課・高齢者福祉課
29	障害者が安心して暮らせる環境整備	就労支援をはじめ、障害のある人が積極的に社会参画できるよう支援策の検討を進めていきます。また、相談業務等を通じて家族等への支援を進めます。さらに、障害者差別解消法を推進していくため、啓発を進めます。	障害福祉課
30	働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援	さまざまな人間関係のトラブルや心身の不調、悩みをかかえながらも「働きたい」、「自分らしく生きたい」と前向きに考えている人々への積極的な支援に取り組みます。	健康推進課・長崎健康相談所・子育て支援課・男女平等推進センター、自立促進担当課
31	ひとり親家庭への自立支援	経済的困難に陥りやすいひとり親家庭に対し就労支援等を行います。	子育て支援課

施策⑪　多様な性自認・性的指向に対する理解促進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
32	多様な性自認・性的指向の人々への理解の促進	多様な性自認・性的指向の方々への差別や偏見の解消を目指して、子どもから高齢者まであらゆる世代の区民や教職員及び企業等に対する啓発活動に取り組みます。	総務課・男女平等推進センター

目標2　あらゆる分野で女性が輝けるまち

4．施策の方向　　働く場における男女平等の推進

施策⑫　雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
33	ハローワーク等との連携による就職に関する情報提供および就労支援	ハローワークや労働相談情報センター、東京都、東京しごと財団等との連携を図り、就職や労働に関する情報が区役所等の施設においても入手できるようにしていきます。また、「ワークステップとしま」による就労支援や「くらし・仕事相談支援センター」による就労相談を行います。	男女平等推進センター・自立促進担当課・生活産業課
34	女性の起業に関する支援	関係機関と連携し、起業相談や起業塾を実施することで女性の起業をサポートします。また、起業に必要な経済支援のため、融資をあっせんし、信用保証料や利子補給を行うとともに、女性起業家交流会や相談会を通じて、地域の起業家ネットワークを構築します。	生活産業課
35	女性の就労に関する支援	関係機関と共に、就職や再就職に必要なスキルを身につける講座等を開催します。	男女平等推進センター

施策⑬　働く場における男女平等の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
36	さまざまなハラスメントに関する啓発・相談の充実	セクハラ、マタハラ等ハラスメント防止のための啓発・周知を図るとともに、安心して相談できる相談体制を充実させ、問題解決に向けて対応します。	男女平等推進センター・指導課
37	女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発	雇用形態が多様化する中で、働き方の違いにより賃金や処遇に不利益が生じないよう、労働相談情報センターとの連携を図りながら、事業者に対し雇用均等促進の情報や資料の提供を行い、「セクハラの防止」「同一価値労働の男女及び正規・非正規の賃金格差解消」等について、理解が深められるよう啓発を進めます。	生活産業課、男女平等推進センター
38	区内企業との協働・連携の推進	区内の企業の現状を把握するため、定期的に懇談会を行ったり、ワーク・ライフ・バランスやセクハラ、マタハラの防止等企業向けの講座を実施します。	男女平等推進センター・生活産業課

5．施策の方向　　家庭生活と仕事の両立の支援

施策⑭　ワーク・ライフ・バランスの推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
39	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、普及・啓発の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を区HPや広報等で紹介するとともに、東京都労働相談情報センターや区内関係団体等と連携しながら、企業・区民に対してワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。	生活産業課・男女平等推進センター
40	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランス推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために策定した特定事業主行動計画＊をさらに充実させ、実効力のあるものにしていきます。	人事課

施策⑮　子育て支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
41	多様なニーズに応える子育て支援事業の充実・周知	子育て訪問相談事業・育児支援ヘルパー事業・一時保育事業・こんにちは赤ちゃん事業・育児相談・子育てひろば・子ども家庭支援センターの充実・周知を図ります。	地域区民ひろば課・健康推進課・長崎健康相談所・保育課・子育て支援課
42	子育て支援ネットワークの充実	地域の子育て関係機関などとネットワークを構築し、子育て事業の共同開催や事業協力・情報交換を行います。また、子育て講座の開催や情報誌の発行などの取り組みを進めます。	子育て支援課

施策⑯　育児と仕事を両立させるための環境整備の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
43	保育所の運営・整備	保護者の仕事と育児の両立を支援し、子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援するため、認可保育施設を整備・運営し、延長保育、産休明け保育、障害児保育等の実施により多様化する保育ニーズに対応します。	保育課
44	病児・病後児保育・休日保育事業の充実	保護者の仕事と育児の両立を支援するため、病気回復期の保育や休日保育等を充実させていきます。	保育課
45	子どもスキップの運営	子どもスキップにおける学童クラブ運営の充実を図ります。	放課後対策課
46	地域での子育て支援の充実	区民による相互援助活動としてのファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	子育て支援課

施策⑰　介護を支える環境整備の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
47	安心して介護できる体制づくり	質・量ともに充実した介護サービスを提供することで、介護者が要支援、要介護者の日常生活を支えながら仕事を継続したり、社会参加できる体制を整備していきます。	福祉総務課・高齢者福祉課・障害福祉課・介護保険課

施策⑱　　政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
48	審議会における女性参画の推進	区の審議会における委員の構成について、女性の登用を促進し、男女どちらかの性が40％を下回らないようにします。	男女平等推進センター・企画課
49	災害対策への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進	救援センターごとに備える「救援センター運営マニュアル」の作成の際に妊産婦・障害者・高齢者など災害要援護者への配慮とともに、自主防災組織を中心とした女性防災リーダーの育成に努めてまいります。	防災危機管理課

6．施策の方向　政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

施策⑲　管理・監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
50	女性職員の昇任選考受験者・女性管理職の増加	ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性も管理職をめざすことのできる長時間労働等の解消等、働きやすい環境の整備を行い、女性職員に昇任選考の積極的な受験を働きかけます。	人事課
51	職員の採用・育成・登用における男女平等の実現及び男女の職域拡大	「人材育成計画」に基づき、男女の別なく多様な職場、数多くの分野の職務を経験する育成ローテーションを実施するとともに、個人の能力・適性に応じた職員配置に努めます。	人事課

目標3　すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

7. 施策の方向　学習・啓発による男女共同参画意識の向上

施策⑳　学校における男女平等教育・学習の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
52	男女平等教育を重点的に取り組む学校教育の推進	男女平等教育を教育指導の重点項目に盛り込み、教育課程への位置付けを図るとともに、望ましい男女共同参画社会の実現にむけた男女混合名簿の活用や男女共同参画推進条例パンフレットの配付など、学校における男女平等教育を保護者の協力を得ながら推進していきます。	指導課・男女平等推進センター

施策㉑　家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
53	教職員に対する研修の充実	人権教育研修会等において男女共同参画を計画的にテーマに取り上げ、固定的な性別役割分担意識が子どもたちに伝達されることのないよう、教職員の言動等、隠れたカリキュラムの点検を通して男女平等教育の指導に反映させます。	指導課
54	男女平等教育の指導の推進	教職員の男女共同参画意識を高め、男女平等教育の一層の指導を進めます。	指導課
55	男女共同参画の啓発事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	男女平等推進センター
56	両親学級・父親対象育児講座における意識啓発	父親が参加する両親学級や育児講座で男女共同参画の意識啓発を行い、男性の家事・育児参加の推進・啓発を行います。	健康推進課・長崎健康相談所・子育て支援課
57	中・高年の活動支援	定年後の社会参加促進を目的とした各種講座の開催を通じ、男性の活力を地域に活かせるような取組を支援します。	地域区民ひろば課・学習スポーツ課・高齢者福祉課
58	男性の参画を積極的に促す講座の展開	家庭・地域における男性の参画を進める講座を企画し、実施します。開催形態を工夫するなどして、男性の参画を促進します。	男女平等推進センター・学習スポーツ課
19	学校における性教育の充実（再掲）	学習指導要領に基づき、発達段階に応じた性に関する正しい知識やエイズ等をはじめとする性感染症の問題について理解させると同時に、生命尊重の精神に根ざした行動がとれるよう指導を充実させます。	指導課・健康推進課・長崎健康相談所
59	ライフコースを見通した総合的なキャリア教育の推進	次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、将来の夢や希望が実現できるように育っていくため、子どもの頃から、男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。	指導課
49	災害対策への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進（再掲）	救援センターごとに備える「救援センター運営マニュアル」の作成の際に妊産婦・障害者・高齢者など災害要援護者への配慮とともに、自主防災組織を中心とした女性防災リーダーの育成に努めてまいります。	防災危機管理課

8．施策の方向　地域活動における男女共同参画の推進

施策㉒　地域生活・地域活動における男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
60	自治組織・地域活動団体への支援	住民自治組織や地域活動団体への支援を通じて、区民活動の活性化を図ります。また、一般的に少ないと言われている男性の地域参加を推進するとともに、地域活動における女性リーダーの増加を目指します。	区民活動推進課・男女平等推進センター

施策㉓　自主的な活動への支援とネットワーク化の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
61	インターネット等を活用した情報提供の充実	男女平等や男女共同参画に関する情報を区の広報・ホームページやメールマガジンを活用して、広く情報提供を行っていきます。	男女平等推進センター
62	男女平等推進センターにおける交流コーナーの充実	区民の自主的な学習・交流を行えるコーナーを提供し、充実していきます。	男女平等推進センター
63	男女共同参画に関する活動をする自主的な団体に対する支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動している団体等に活動場所の提供などの支援を行い、その活動の活性化と交流の促進を図ります。	男女平等推進センター
64	区民企画事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関わる活動・学習をしている区民、団体が企画する各種講座、後援・共催事業を協働で実施し、区民の学習の機会の充実とグループの育成を目指します。	男女平等推進センター・庶務課
65	学習グループ・大学等と連携した男女共同参画事業の実施	学習の拠点施設として、男女共同参画社会の実現に関わる学習をしているグループに対し、グループ間の交流の場の提供や学習機会を提供・支援するコーディネーター機能の充実を図ります。また、区内の大学等と連携し、大学を拠点に活動する団体との共催事業を推進します。	男女平等推進センター

プランの積極的な推進

施策㉔　エポック10機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
61	インターネット等を活用した情報提供の充実（再掲）	男女平等や男女共同参画に関する情報を区の広報・ホームページやメールマガジンを活用して、広く情報提供を行っていきます。	男女平等推進センター
66	男女平等や男女共同参画に関する区民意識調査の実施	区民への意識啓発の観点も含め、に男女平等や男女共同参画に関する意識調査を実施・分析し、公表していきます。	男女平等推進センター
67	男女平等推進センターにおける資料収集及び情報提供	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する資料や情報を収集し、提供します。	男女平等推進センター
68	男女共同参画拠点施設としての男女平等推進センターの充実	広範・多岐にわたる男女共同参画施策を総合的に推進するために、各所管課が行っている計画事業の進捗状況のチェックや総合調整を行う機能を持った専管組織の一層の充実に努めていきます。	男女平等推進センター
69	「苦情処理」の充実	区民が申し出た苦情・救済について中立的な立場から苦情処理委員が調査・検討し、勧告および意見表明を行います。この「苦情処理制度」について、広く区民に積極的な周知を図るとともに、行った勧告・意見表明の内容を公表し、推進します。	男女平等推進センター
70	運営委員会との協働の推進	区民・登録団体代表による運営委員会を開催し、男女平等推進センターの運営に区民、利用者の意見・要望を反映させるとともに協働を進め、事業の充実を図ります。	男女平等推進センター

施策㉕　男女共同参画についての行政職員・教職員の意識形成の促進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課
71	男女共同参画に関する職員等の意識・実態調査の実施	区職員の意識・実態調査を行い、意識啓発の観点も含めてあらゆる施策に男女共同参画の視点が導入されるよう働きかけます。	男女平等推進センター
72	職層別の男女平等研修の実施	男女平等の職場づくりとあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って企画・立案・実施されるよう、全職員を対象に職層別に男女平等研修を定期的に実施します。	人材育成担当課長
73	職員への男女共同参画に関する積極的な情報提供・意識啓発	あらゆる施策が男女共同参画の視点を持って企画・立案・実施されるよう、庁内への情報提供・意識啓発を継続的に実施します。また、職場内の慣習などを見直し、男女平等の職場づくりを推進します。	人材育成担当課長・男女平等推進センター